

大学共同利用機関法人人間文化研究機構特別客員教員規程

〔平成18年3月31日〕
規程第109号

一部改正 平成23年 3月28日

一部改正 令和 2年 3月 9日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）における特別客員教員の委嘱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「特別客員教員」とは、機関において必要とする高度な知識と経験を有する者をいう。

(選考)

第3条 特別客員教員の選考については、機関において定める。

(資格)

第4条 特別客員教員として委嘱できる者は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程（以下「特例規程」という。）第4条第2項、第4条第3項又は第4条第4項に定める基準を満たし、大学その他の研究機関の研究者又はこれと同等の研究能力を有する者とする。

2 前項の資格を有する者のうち、機関の定めるところにより、特例規程第4条第2項の基準を満たす者については「特別客員教授」と、第4条第3項の基準を満たす者については「特別客員准教授」と、第4条第4項の基準を満たす者については「特別客員助教」と称することができる。

(委嘱)

第5条 特別客員教員は、機関の長が委嘱する。

(委嘱期間)

第6条 特別客員教員を委嘱する期間は1年以内とし、更新を妨げないものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別客員教員に関し、必要な事項は機関の長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年3月28日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。